

徳島県告示第五百四十九号

令和四年十月三日から令和五年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和四年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）	
	水源涵養保安林	土砂流出防備保安林
祖谷川	七二九・七九	五〇・七五
吉野川中流	四六六・三三	九三・五五
貞光川	一二五・三三	二〇・五九
穴吹川	二〇一・五四	六七・三〇
美馬北岸	一三〇・五七	六〇・八二
板野	二八六・四六	二〇六・三四
鮎喰川	一四四・四〇	四四・三三
勝浦川	三六七・四六	一二・一二
那賀	一、六六八・一〇	一二一・五二
那賀川下流	四三・五八	六・〇〇
日和佐川	一五一・七〇	八・六九
海部川	六八〇・四二	五七・四六
計	四、九九五・六八	七四九・四七

備考 単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林整備課並びに徳島県

東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。）